

議案第45号

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

学校施設開放事業において、使用団体の使用機会の拡大を図るため、使用時間単位を見直し、使用できる施設として施設区分に柔剣道場及びテニスコートを追加するとともに、公の秩序等を害するような使用や営利目的での使用等を防ぐ「使用の不承認」の規定を新たに追加するため、港区立学校施設等使用条例の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 別表(第3条関係)

講堂等の使用時間単位を見直すとともに、施設区分に柔剣道場及びテニスコートを追加し、使用料を定めます。

施設区分	休 日				平 日	
	午前(午前9時から正午まで)	午後Ⅰ(正午から午後3時まで)	午後Ⅱ(午後3時から午後6時まで)	夜間Ⅰ(午後6時から午後9時まで)	夜間Ⅱ(午後5時から午後7時まで)	夜間Ⅲ(午後7時から午後9時まで)
講堂・ 体育館・ 柔剣道場	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円
教室(1 教室につ き)	240円	240円	240円	240円	160円	160円
校庭	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	700円	700円
テニスコ ート(1 面につき)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	600円	600円

※ この表において「休日」とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び港区立学校の管理運営に関する規則第3条の2第1項に規定する休業日をいい、「平日」とは休日以外の日をいいます。

※ 夜間Ⅱの区分による使用は、小学校の施設及び設備の使用に限ります。

※ 照明設備の使用が可能な校庭及びテニスコートにおいて照明を使用する場合は、条例に定める使用料以外に、設備の使用料が発生します。

(2) 片面使用の場合の使用料の設定

片面使用が可能な体育館の片面使用をする場合の使用料は、別表（第3条関係）に定める額の2分の1の額とします。

(3) 第2条の2「使用の不承認」を追加

今回の見直しに合わせ、使用の申込みがあったときの不承認の事由を明記するため、第2条の2に新たに「使用の不承認」を追加します。

3 施行期日

令和5年12月1日

港区立学校施設等使用条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第二条の二 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。</p> <p>一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>二 営利を目的として使用するとき。</p> <p>三 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に不相当と認めるとき。</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第三条関係)</p> <p>(一) 講堂等</p>	<p>(前略)</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第三条関係)</p> <p>(一) 講堂等</p>

施設区分	休日		平日	
	午前	午後	午前	午後
講堂・体育館	午前(午前九時から正午まで)	午後Ⅰ(正午から午後三時まで)	午後Ⅱ(午後三時から午後六時まで)	夜間Ⅲ(午後七時から午後九時まで)
教室(一教室)	二四〇〇円	二四〇〇円	二四〇〇円	二四〇〇円
校庭	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	七〇〇〇円	七〇〇〇円
テニス	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六〇〇〇円	六〇〇〇円
スコート	〇円	〇円	〇円	〇円
面(一)	〇円	〇円	〇円	〇円
つき)	〇円	〇円	〇円	〇円

施設区分	午前	午後	夜間
講堂・体育館	一、七〇〇円	二、九〇〇円	三、六〇〇円
教室(一教室)	二四〇〇円	五〇〇〇円	六〇〇〇円
校庭	一、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円

<p>1 この条例は、令和五年十二月一日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の港区立学校施設等使用条例別表(一)の部の規定は、この条例の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。</p>	<p>(一) (略)</p>
<p>付則</p> <p>1 この表において「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日及び港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年港区教育委員会規則第九号）第二条の二第一項に規定する休業日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教育委員会規則で定める半面使用が可能な体育館を半面使用する場合の使用料は、この表に定める額の二分の一の額とする。</p> <p>5 夜間Ⅱの区分による使用は、小学校の施設及び設備の使用に限る。</p> <p>(二) (略)</p>	<p>備考</p> <p>1 午前とは、午前九時から正午までを、午後とは、午後一時から午後五時までを、夜間とは、午後五時から午後九時までをいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(二) (略)</p>